

議会運営委員会

令和 8 年 6 月 18 日
委 員 会 室

1 開 会

2 協議事項

(1) 第 114回 6 月定例会の運営等について

ア 追加議案の取扱いについて
委員会提出議案

イ 討論及び一般質問について

(2) 西脇市議会の個人情報保護に関する条例施行規程の一部改正について

(3) 事務組合議会議員及び各種審議会協議会委員等選出の一部改正について

- ・都市計画審議会委員の議会選出人数の変更に伴う新たな選出方法等について
- ・国道 175号東播丹波連絡道路整備促進期成同盟会の追加

(4) その他

3 その他

第 114 回 6 月定例会の運営（追加議案、討論及び一般質問）について

1 追加議案の取扱いについて

(1) 内容

委員会提出議案第 2 号：アメリカ、イスラエル及びイランの軍事行動即時停止と外交による平和解決を求める決議

(2) 取扱い等

総務産業常任委員長から提案説明・質疑・討論・採決

※ 6 月 19 日に戦闘終結に向けた覚書の締結が予定されていることから、23 日・本会議第 3 日の午前 9 時から総務産業常任委員会を開催し、改めて提出の是非を判断する。

2 討論及び一般質問について

(1) 討論について

議案第 40 号 西脇市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について

① 15 番 林 晴信 議員（賛成）

※ 上記の議案については、当該議員の討論後、続いて通告のない議員も討論することができます。
なお、討論では、議案名でなく、議案番号を述べるものとします。

(2) 一般質問について

ア 通告人数 12 人

イ 令和 8 年 6 月 23 日（第 3 日） 6 人

① 7 番 藤原 哲也 議員 ② 2 番 藤本 留実 議員

③ 3 番 巽 泰 議員 ④ 11 番 吉井 敏恭 議員

⑤ 8 番 杉本 佳隆 議員 ⑥ 6 番 岸本 年裕 議員

ウ 令和 8 年 6 月 24 日（第 4 日） 6 人

① 4 番 長谷川智春 議員 ② 14 番 浅田 康子 議員

③ 1 番 馬場 智大 議員 ④ 10 番 高瀬 弘行 議員

⑤ 5 番 藤原 秀樹 議員 ⑥ 16 番 寺北 建樹 議員

委員会提出議案第2号

アメリカ、イスラエル及びイランの軍事行動即時停止と
外交による平和解決を求める決議

西脇市議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

令和8年 月 日

西脇市議会総務産業常任委員会
委員長 高瀬 弘 行

アメリカ、イスラエル及びイランの軍事行動即時停止と
外交による平和解決を求める決議

アメリカとイスラエルが、核開発問題をめぐり緊張が高まる中、イランへの攻撃に踏み切り、同国の最高指導者を殺害した。国連憲章は、原則として武力の行使を禁止しており、今回の攻撃が国際法を逸脱するおそれを否定できない。一方、イランもその報復として、近隣諸国にあるアメリカの軍事施設にとどまらず、世界のエネルギー供給を担う製油所やLNG施設も攻撃するとともに、原油・LNG輸送の要衝であるホルムズ海峡の実質封鎖など、世界経済を混乱に陥れる戦略で反撃している。

これらの軍事行動により、関係諸国において尊い人命が失われていることは、誠に遺憾である。また、こうした情勢の不安定化は、中東地域からのエネルギー供給に大きく依存する我が国にとって深刻な懸念である。とりわけ原油価格や原油由来のナフサ価格の高騰・供給不安は、既に世界経済や国内の企業活動、国民生活に大きな影響を及ぼしており、今後の情勢次第では、その影響がさらに拡大するおそれがある。

よって、西脇市議会は、アメリカ・イスラエル及びイランの双方が軍事行動を即刻停止し、事態の収束に向けて外交努力を尽くすことを強く求める。

また、政府におかれては、関係各国に対して事態の沈静化に向けて働きかけることを強く求める。

以上、決議する。

令和8年 月 日

西 脇 市 議 会

西脇市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正について（概要）

1 改正理由

関係法令の改正等に伴い、全国市議会議長会の標準規程の改正がなされたことから、それに準拠した形で所要の規定整備を行うため。

2 改正の概要

(1) 第3条（定義）関係

個人識別符号の定義を、関係法令の改正や規定ぶりの変更に合わせて整備した。

- 旅券番号、在留カード番号、各種共済・保険の記号番号、免許証番号、介護保険の被保険者証番号等について、法令改正後の表現に修正した。

・《第5号の改正》

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律第1条の規定により、出入国管理及び難民認定法第19条の4第1項第5号が同項第4号に改められることに伴う規定の整備

・《第6号、第7号及び第11号の改正》

個人情報保護法施行規則の一部改正に対応するもの

・《第8号及び第14号の改正》

個人情報保護法施行令の一部改正に対応するもの

- 健康保険証・後期高齢者医療の保険証の廃止に伴い、個人識別符号として、被保険者番号等を規定することとなったことから、規定ぶりを合わせた。

・《第10号の改正》

個人情報保護法施行令の一部改正に対応するもの

- 政令の規定に合わせて、免許情報記録の番号を個人識別符号に加えた。

・《第16号の改正》

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律第14条の規定により介護保険法が改正され、被保険者番号の定義（保険者番号及び被保険者番号）が規定されることとなった。

- これに伴い、定義規定を改めた。

(2) 第5条第2項（漏えい等の通知事項）関係

通知すべき事項の定め方を、法令の表現に合わせて整理した。

- ・ 個人情報保護法施行規則第44条第1項の規定ぶりに合わせて表

現調整

(3) 第8条第8項（個人情報ファイル簿）関係

個人情報ファイル簿の対象について、文言を見直し、記録事項の表現を法令に合わせて整備した。

- ・個人情報保護法施行令第20条第3項第1号及び第2号の規定ぶりに合わせて表現調整

(4) 第10条第1項（本人確認手続等）関係

本人確認書類から健康保険証を削除し、その他の本人確認書類の記載も法令の表現に合わせて整備した。

- ・個人情報保護法施行令の一部改正に対応
 - ☛健康保険証の廃止に伴い、本人確認書類から、健康保険証を削除

(5) 第11条（開示決定の際の通知事項）関係

見出しの表現を法令に合わせて調整した。

- ・開示決定等の通知に関する規定について、個人情報保護法施行令の規定ぶりに合わせて表現を整理

3 施行期日

公布の日

4 改正案

別紙新旧対照表のとおり

西脇市議会の個人情報保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程

西脇市議会の個人情報保護に関する条例施行規程（令和５年西脇市議会規程第１号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（個人識別符号） 第３条 条例第２条第２項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。 (1)～(4) （略） (5) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第 319号）第２条第５号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法第19条の4第１項第４号の在留カードの番号 (6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第 245号）第45条第１項に規定する加入者等記号・番号等 (7) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第 128号）第 112条の２第１項に規定する組合員等記号・番号等 (8) 国民健康保険法（昭和33年法律第 192号）第 111条の２第１項に規定する被保険者記号・番号等 (9) （略） (10) 道路交通法（昭和35年法律第 105号）第93条第１項第１号の免許証の番号又は同法第95条の２第２項第１号の免許情報記録の番号 (11) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第 152号）第 144条の24の２第１項に規定する組合員等記号・番号等 (12)・(13) （略） (14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第 161条の２第１項に規定する被保険者番号等 (15) （略） (16) 介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第 201条の２第１項に規定する被保険者番号等 (17) （略） （個人の権利利益を害するおそれが大きいもの） 第５条 （略） ２ 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に掲げる事項を通知しなければならない。	（個人識別符号） 第３条 条例第２条第２項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。 (1)～(4) （略） (5) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第 319号）第２条第５号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法第19条の4第１項第５号の在留カードの番号 (6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第 245号）第45条第１項に規定する保険者番号及び加入者等記号・番号 (7) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第 128号）第 112条の２第１項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号 (8) 国民健康保険法（昭和33年法律第 192号）第 111条の２第１項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号 (9) （略） (10) 道路交通法（昭和35年法律第 105号）第93条第１項第１号の免許証の番号 (11) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第 152号）第 144条の24の２第１項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号 (12)・(13) （略） (14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第 161条の２第１項に規定する保険者番号及び被保険者番号 (15) （略） (16) 介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第12条第３項の被保険者証の番号及び保険者番号 (17) （略） （個人の権利利益を害するおそれが大きいもの） 第５条 （略） ２ 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。

(1)～(5) (略)
 (個人情報ファイル簿の作成及び公表)
 第8条 (略)
 2～7 (略)
 8 条例第17条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。
 (1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、**給与若しくは報酬若しくは福利厚生**に関する事項**又は**これらに準ずる事項を記録するもの（アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）
 ア・イ (略)
 (2) 条例第17条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、**給与若しくは報酬若しくは福利厚生**に関する事項**又は**これらに準ずる事項を記録するもの
 9 (略)
 (開示請求等における本人確認手続等)
 第10条 条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。
 (1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書（以下この条において「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者（以下この条において「開示請求者等」という。）の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの
 (2) (略)
 2～5 (略)
(開示決定の際に通知すべき事項)
 第11条 条例第24条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
 (1)～(3) (略)

(1)～(5) (略)
 (個人情報ファイル簿の作成及び公表)
 第8条 (略)
 2～7 (略)
 8 条例第17条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。
 (1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、**給与又は報酬、福利厚生**に関する事項**その他**これらに準ずる事項を記録するもの（アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）
 ア・イ (略)
 (2) 条例第17条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、**給与又は報酬、福利厚生**に関する事項**その他**これらに準ずる事項を記録するもの
 9 (略)
 (開示請求等における本人確認手続等)
 第10条 条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。
 (1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書（以下この条において「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者（以下この条において「開示請求者等」という。）の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、**健康保険の被保険者証**、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの
 (2) (略)
 2～5 (略)
(開示決定等の通知)
 第11条 条例第24条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
 (1)～(3) (略)

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

西脇市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正

改 正 後	改 正 前	備 考
(個人識別符号) 第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。 (1)～(4) (略) (5) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第 319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法第19条の4第1項第4号の在留カードの番号 (6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第 245号）第45条第1項に規定する加入者等記号・番号等 (7) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第 128号）第 112条の2第1項に規定する組合員等記号・番号等 (8) 国民健康保険法（昭和33年法律第 192号）第 111条の2第1項に規定する被保険者記号・番号等 (9) (略) (10) 道路交通法（昭和35年法律第 105号）第93条第1項第1号の免許証の番号又は同法第95条の2第2項第1号の免許情報記録の番号 (11) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第 152号）第 144条の24の2第1項に規定する組合員等記号・番号等 (12)・(13) (略) (14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第 161条の2第1項に規定する被保険者番号等 (15) (略) (16) 介護保険法（平成9年法律第 123号）第201条の2第1項に規定する被保険者番号等 (17) (略) (個人の権利利益を害するおそれが大きいもの) 第5条 (略) 2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に掲げる事項を通知しなければならない。 (1)～(5) (略) (個人情報ファイル簿の作成及び公表) 第8条 (略) 2～7 (略) 8 条例第17条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。 (1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。） ア・イ (略) (2) 条例第17条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの 9 (略) (開示請求等における本人確認手続等) 第10条 条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。 (1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書（以下この条において「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者（以下この条において「開示請求者等」という。）の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日	(個人識別符号) 第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。 (1)～(4) (略) (5) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第 319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号 (6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第 245号）第45条第1項に規定する保険者番号及び加入者等記号・番号 (7) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第 128号）第 112条の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号 (8) 国民健康保険法（昭和33年法律第 192号）第 111条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号 (9) (略) (10) 道路交通法（昭和35年法律第 105号）第93条第1項第1号の免許証の番号 (11) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第 152号）第 144条の24の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号 (12)・(13) (略) (14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第 161条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者番号 (15) (略) (16) 介護保険法（平成9年法律第 123号）第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号 (17) (略) (個人の権利利益を害するおそれが大きいもの) 第5条 (略) 2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。 (1)～(5) (略) (個人情報ファイル簿の作成及び公表) 第8条 (略) 2～7 (略) 8 条例第17条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。 (1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。） ア・イ (略) (2) 条例第17条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの 9 (略) (開示請求等における本人確認手続等) 第10条 条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。 (1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書（以下この条において「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者（以下この条において「開示請求者等」という。）の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国	・第5号の改正は、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律第1条の規定により、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第 319号）第19条の4第1項第5号が同項第4号に改められることに伴い、規定の整備を行うもの ・第6号、第7号及び第11号の改正は、個人情報保護法施行規則の一部改正に対応するもの。 ➤政令の改正に合わせた施行規則の改正に、規定ぶりを合わせた。 ・第8号及び第14号の改正は、個人情報保護法施行令の一部改正に対応するもの ➤健康保険証・後期高齢者医療の保険証の廃止に伴い、個人識別符号として、被保険者番号等を規定することとなったことから、規定ぶりを合わせた。 ・第10号の改正は、個人情報保護法施行令の一部改正に対応するもの ➤政令の規定に合わせて、免許情報記録の番号を個人識別符号に加えた。 ・第16号の改正は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律第14条の規定により介護保険法が改正され、同法第 201条の2第1項（新設）中に被保険者番号の定義（保険者番号及び被保険者番号）が規定されることとなった。 ➤これに伴い、定義規定を改めることとする。 ・個人情報保護法施行規則第44条第1項の規定ぶりに合わせて表現調整したもの ・個人情報保護法施行令第20条第3項第1号及び第2号の規定ぶりに合わせて表現調整したもの ・個人情報保護法施行令の一部改正に対応するもの ➤健康保険証の廃止に伴い、本人確認書類から、健康保険証を削除した。

本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの (2) (略) 2～5 (略) (開示決定の際に通知すべき事項) 第11条 条例第24条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。 (1)～(3) (略)	との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの (2) (略) 2～5 (略) (開示決定等の通知) 第11条 条例第24条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。 (1)～(3) (略)	・個人情報保護法施行令第24条の規定ぶりに合わせて表現調整したもの
--	---	--

事務組合議会議員及び各種審議会協議会委員等選出の一部改正

事務組合議会議員及び各種審議会協議会委員等選出の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように変更する。

改

正

後

令和8年6月18日

議会運営委員会

名 称	人数	選出分野	備 考
(略)			
都市計画審議会委員	3	総務産業から2人	(削る)
		文教民生から1人	
(略)			
国道 175号整備促進期成同盟会	1	議長	充て職
国道 175号東播丹波連絡道路整備促進期成同盟会	1	議長	充て職

改

正

前

令和7年9月26日

議会運営委員会

名 称	人数	選出分野	備 考
(略)			
都市計画審議会委員	5	総務産業正副委員長 総務産業から1人	正副委員長充て職
		文教民生から2人	
(略)			
国道 175号整備促進期成同盟会	1	議長	充て職